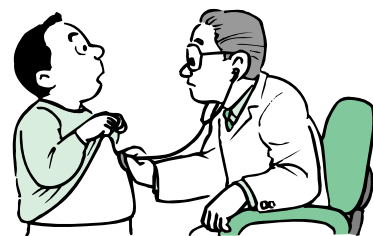


# 今年度から国保税率の見直しを検討 国保財政は大変厳しい状況になっています

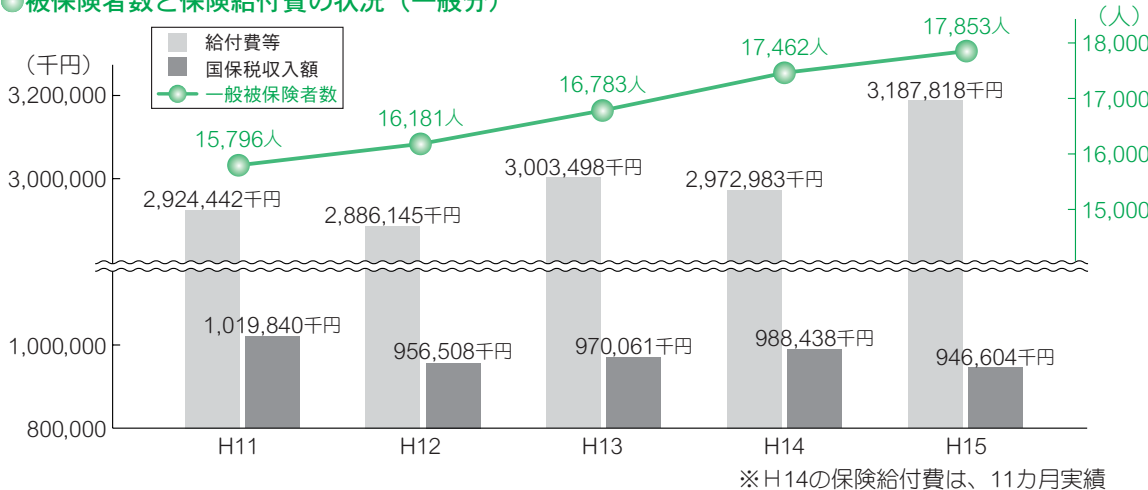
～このままでは医療費の支払いが困難です～

国民健康保険制度は、国・県の支出金と被保険者の皆さんに納めていただく国保税などでまかなわれています。近年、被保険者の増加などにより医療費は年々増加しています。このため、国・県の支出金や国保税などではまかないきれない分を財政調整基金を取り崩して運営してきましたが、財政調整基金も底をついてしまいました。

国民健康保険は「助け合い」の制度です。国保財政の厳しい現状をご理解いただき、加入者の皆さんが制度を活用し、健康で明るい生活が送れるよう、ご協力をお願いします。改正内容については、16年度決算などの状況を見極め、6月議会へ提案する予定です。

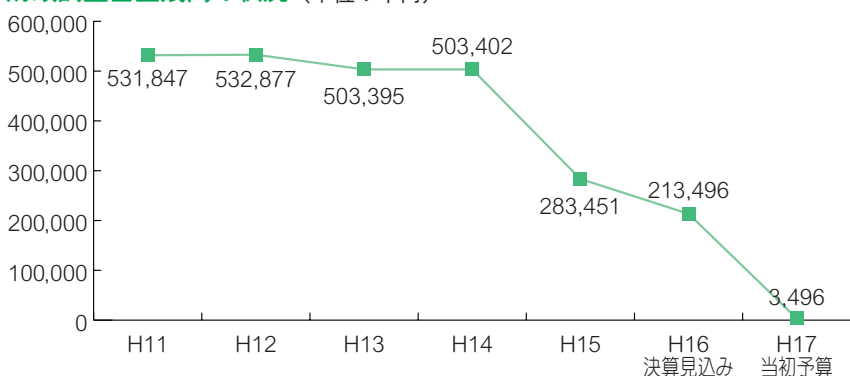


## ●被保険者数と保険給付費の状況（一般分）



被保険者が年々増え続けているため、医療費も伸びています。これに対し、所得の伸びは減少傾向にあるため国保税は横ばいとなっています。

## ●財政調整基金残高の状況（単位：千円）



財政調整基金は国保事業の費用に不足が生じた場合の財源に充て、健全な運営を図るために設置されています。市では財源の不足について、今までは基金を取り崩して対応してきましたが、17年度予算でほぼ全額取り崩し、基金残高が底をついた状態となっています。このため、国保事業の健全な運営を図ることが難しい状況です。

## 福祉医療費制度(マル福)の申請を忘れずに！

福祉医療費制度(マル福)は、病院などで支払う医療費(入院時食事代や保険がきかない差額ベッド料などを除く)が無料になる制度です。

この制度を受けるためには、国保年金課⑩番窓口での申請が必要となります。  
**※ただし所得制限があるので、基準を超えると該当にならない場合があります。**

### 対象者

- 小学校入学前の乳幼児  
(6歳になって最初の3月31日まで)
- 身障手帳1～3級、または療育手帳(A)をお持ちの人
- 65歳以上で身障手帳4～6級をお持ちの人  
(ただし社会保険本人は該当しません)
- 母子・父子家庭の児童  
(18歳になって最初の3月31日まで)

### 申請に必要な物

- 健康保険証、お持ちの人は老人医療受給者証
- 身障手帳、療育手帳
- 平成16年1月2日以降、能代市に転入した人は、前の市町村での平成16年度(平成15年中)の所得が確認できる書類(福祉医療や児童手当用の所得証明書や源泉徴収票など)が必要です。

(問合せ) 医療給付係 ☎89-2166